

平成30年第1回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 平成30年1月29日(月) 午後3時00分から午後4時00分
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 古城 一
二番委員 生野 誉士
三番委員 大久保 真理子
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬
- 4 出席事務局職員
教育部長 増田 真由美 教育部教育監 佐藤 雅昭
教育部次長 河野 和広 次長兼学校教育課長 御手洗 功
次長兼学校施設課長 池辺 誠 教育総務課長 清水 昭男
体育保健課長 西川 幸宏 人権・同和教育課長 大石 琢哉
社会教育課長 安藤 裕二 文化財課長 沖田 光宏
教育センター所長 佐藤 浩介 美術振興課長 長田 弘通
教育総務課参事 岡本 隆憲
- 5 書記
教育総務課参事 水田 美幸 教育総務課主査 谷矢 啓良
教育総務課指導主事 三嶋 みどり
- 6 傍聴人 なし
- 7 議題
 - (1) 議案
(教議第1号) 県費負担教職員の処分について
(教議第2号) 平成30年度大分市学校教育指導方針について
 - (2) 報告事項
 - ①大分市立学校における働き方改革推進計画(案)について
 - ②平成30年度大分市立エスペランサ・コレジオの学生募集について
 - ③大分県指定有形文化財の指定について
- 8 会議の概要

教育長 ただいまより、平成30年第1回大分市教育委員会を開会いたします。
(午後3時00分開会)

教育長 会議に先立ち本日の署名委員を三番委員、四番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第1号「県費負担教職員の処分について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたしますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第1号の議案審議は秘密会とします。

教議第1号「県費負担教職員の処分について」を議題といたします。

(審議の結果、教議第1号は原案のとおり決定する)

教育長 それでは次に、教議第2号「平成30年度大分市学校教育指導方針について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第2号「平成30年度大分市学校教育指導方針について」ご説明
学校教育課長 申し上げます。

指導方針は、本市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにするとともに、各学校(園)における教育活動と取組の重点を明確にすることを目的に、毎年作成しております。

特に、平成30年度の指導方針の作成に当たりましては、「大分市総合計画」等を反映するとともに、新学習指導要領及び本市の教育課程移行措置要領等を参考にしております。

はじめに、学校教育課に関する内容につきまして、ご説明いたします。

本市の最重要課題である「学校、地域の実情に応じた小中一貫教育の推進」につきましては、これまでの取組の成果を踏まえ、来年度は、各中学校区における目指す子ども像や小中一貫教育の重点目標を明確にするなど、一層推進してまいりたいと考えております。

なお、中段に示しておりますが、来年度より、こうざき小学校と神崎中学校が賀来小中学校と同じく、大分市小中一貫教育校、「神崎小中学校」として開校することとなっております。

また、各学校に実践発表校等の成果を還元するために、大分市小中一貫教育推進フォーラムを実施してまいりたいと考えております。

「本市の重要課題と達成指標」のうち、重要課題Ⅳ「豊かな心を育む教育活動の充実」につきましては、達成指標を「道德教育の重点目標の具現化に向けた、全体計画、年間指導計画の作成・改善」に変更いたしました。これは、道德の教科化も踏まえた各学校の道德教育の一層の充実のためには、学校が取組の成果や課題を整理し、教育課程を改善していくことの必要性があるためでございます。

重要課題Ⅱ「開かれた学校づくり、信頼される学校づくりの推進」につきましては、リード文に「社会に開かれた教育課程の実現に向け」の文言を追加いたしました。これは、学校と家庭や地域社会との連携の在り方が、これまでの人的・物的な連携だけでなく、学校は子どもたちの育成すべき資質・能力を明確にするとともに、学校教育を通して、その目標を社会と共有していくことが求められているためでございます。

1－(5)に「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等」と変更いたしました。これは、平成29年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたためであり、本市といたしましても、地域や保護者の方々の意見を学校運営により反映させ、子どもたちの豊かな学びを充実させるため、今後コミュニティ・スクールを増やしてまいりたいと考えていることからでございます。

重要課題Ⅲ「確かな学力の定着・向上」につきましては、2のリード文に「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」についての解説を追加いたしました。これは、具体的な児童生徒の姿を示すことにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善への理解を深めるためでございます。

昨年度の重点の1つであった「卒業レポートの作成を通じた書く力の育成及び探究的な学習の充実」につきましては、2－(4)に新たに項として位置付けました。これは、卒業レポートの作成等、「書くこと」の指導の充実を一層図ることによって「思考力・判断力・表現力等」の育成を目指すためのものがございます。

2－(5)○に「小学校外国語活動及び中学校外国語科の充実に向けた視点」を新たに追加いたしました。これは、平成32年度に完全実施となる小学校中学年の外国語活動の導入及び高学年での教科化に伴い、来年度からの移行措置期間における指導及び今後の本市英語教育をより充実させるためでございます。

本年度の重点として、「大分市学力向上ハンドブック」の活用を追加いたしました。これは、本年度、本市が作成した授業改善のための指導のポイントを示したハンドブックの活用により「確かな学力の一層の定着・向上」を目指すためでございます。

重要課題Ⅳ「豊かな心を育む教育活動の充実」の2のリード文に「大分市道徳指導ハンドブック」の活用を追加いたしました。これは、本市が作成し、3月に配布予定としている授業づくりのポイントを示した本ハンドブックの活用により、道徳科（道徳の時間）の指導の充実を目指すものがございます。

重要課題Ⅶ「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」につきましては、本年度の重点として「合理的配慮の観点を踏まえた個別の教育支援計画の作成・活用」といたしました。「個別の教育支援計画」とは、学校が保護者や関係機関と連携して作成する、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な視点に立った計画のことです。この支援計画の作成・活用により、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を組織的、継続的に行うことを目指すものがございます。

重要課題Ⅷ「豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実」につきましては、2－(2)に「いじめの問題に対する認識を一層深め」を追加いたしました。これは、問題の解決の長期化を防ぐためには、教

職員のいじめに対する認識を一層深めていく必要があるためでございます。

また、本年度の重点として「学級集団検査等を活用した多面的・多角的な児童生徒理解」を追加いたしました。これは、本市採用の学級集団検査等で得られた客観的な分析を活用し、いじめ・不登校の未然防止の対策を進めるためでございます。

次に保育・幼児教育課に関する内容につきまして、「幼児の豊かな育ちを促す保育力の向上と地域の特性を生かした幼稚園教育の推進」についてご説明いたします。

2のリード文に、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を新たに追加いたしました。これは、幼稚園教育において育みたい資質・能力の3つの柱が平成30年度に全面実施される幼稚園教育要領に明記されたためでございます。

2-（5）に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を新たに追加いたしました。これは、保育の見通しや改善に向けて、具体的な視点として幼稚園教育要領に示されたためでございます。

本年度の重点として、「小学校との互見授業・保育を通した合同研修の実施による連携・接続の推進」の「接続」を追加いたしました。これは、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が一層求められているためでございます。

学校教育課からは以上でございます。

体育保健課長

続きまして、体育保健課から「V 体力の向上と心身の健康の保持増進」についてご説明いたします。

1「健やかな体を育む体育活動」のリード文に、新学習指導要領の目標である「生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む」の文言を追加いたしました。

次に、2「健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む運動部活

動」のリード文ですが、新学習指導要領の表記にあわせ、「豊かなスポーツライフを実現する資質・能力」に変更いたしました。

次に、右側上段の3「健康教育の一環としての学校保健・安全」の1の(1)の1行目後半の表記につきましては、新学習指導要領の表記にあわせ、「学校保健全体計画及び年間計画を、学校安全・防災、食に関する指導など、各分野の全体計画と関連付けながら実施する。」に変更いたしました。

次に、(2)の1行目ですが、教育ビジョン2017の具体的施策の表記にあわせ、「歯と口の健康づくりや生活習慣病予防を推進し」に変更いたしました。

3の(3)として、校内研修においてAEDなどを活用した研修等を行うことにより、学校における危機管理体制を確立させる必要性がありますことから、「AED(自動体外式除細動器)の取扱いに関する実技研修を行う等、児童生徒の安心・安全を重視した危機管理体制を確立する。」の文言を追加いたしました。

次に、4「健全な食生活をはぐくむ食に関する指導」の(1)の3行目中ほどの「望ましい食習慣」の表記の前に、朝食摂取や偏りのない栄養摂取という具体的内容を加筆いたしました。

次に、(2)の「歯と口の健康づくり」を食育の面からも推進するため追加しました。

次に、5「学校給食の充実」の1のリード文を、新学習指導要領の表記にあわせ「食に関する正しい知識」に変更し、2行目後半の「豊かな人間関係を育む」の文言を追加いたしました。

次に、(1)は、共通理解する内容である「学校給食の目標について」の文言を追加いたしました。

次に、右側下段の本年度の重点の3点目ですが、教育ビジョン2017の具体的施策の表記にあわせ、「歯と口の健康づくりや生活習慣病予防の推進」に変更いたしました。

体育保健課からは以上でございます。

人権・同和教育

続きまして、人権・同和教育課から「IX 人権尊重の精神を育む教

課長

育活動の充実」についてご説明いたします。

大きな変更点は2点ございます。

一昨年12月の「部落差別解消推進法」の公布・施行を踏まえ、同法第5条に位置づく「教育及び啓発」を具現化していく観点から、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していくための基本方針を定めるよう進めております。このようなことから、リード文に同法第5条、および、基本方針の文言を追加しました。

なお、この重要課題の具現化に向けた具体的な方法や視点につきましては、1「人権尊重の視点に立った教育活動」、2「子どもに豊かな人権感覚を育むための教職員研修」、3「家庭・地域社会と連携した人権・同和教育」の3つの柱とし、これまで大分市で取り組んできた人権・同和教育の実践を継続して取り組んでいくことが必要であると考えております。

平成30年度の重点で、部落差別解消推進法の施行と基本方針の策定を踏まえ、各学校において、全教職員の共通理解のもと、部落差別の解消を目指した授業を実践していくことが重要でありますことから、「部落差別の解消につながる」という文言を重点に加えました。

人権・同和教育課からは以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

教育長

小中一貫教育は全市で取り組んでおります。その中で、施設一体型小中一貫教育校は碩田学園、施設併設型小中一貫教育校は賀来小中学校がその中心でしたが、施設併設型に新たに神崎小中学校が加わる点が、大きな変更点となります。この学校につきましても、校長は1名であります。

賀来小中学校は、5・6年生が中学校の校舎で授業を行っていますが、神崎小中学校の教室配置について、説明を補足してください。

次長兼

学校教育課長

5・6年生については、英語科の授業があること、また、理科・算数についても、中学校の教諭が一部授業を行うことから、現中学校の校舎に移ります。1年生から4年生までは、現小学校の校舎となりま

す。

教育長 他に質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第2号は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項1点目「大分市立学校における働き方改革推進計画(案)
について」ご報告申し上げます。

まず、「策定の背景・趣旨」についてでございますが、新学習指導
要領では、「主体的・対話的で深い学び」等の視点からの授業改善が
求められるとともに、標準授業時数については、小学校中学年・高学
年において年間35時間増加することとされており、今まで以上に質
の高い授業や個に応じた学習指導を実現できるようにすることが求め
られているところでございます。

一方、学校に求められる役割が拡大する中、教師は多種多様な業務
に追われ、教師本来の業務である学習指導等に専念しづらい状況とな
っているところでございます。

こうした中、国の動向としましては、昨年4月に文部科学省より公
表された「教員勤務実態調査」により、看過できない実態が示された
ことから、8月に公表された中教審特別部会による「学校における働
き方改革に係る緊急提言」を受け、議論が重ねられる中で、12月に
「中間まとめ」が取りまとめられたところであり、教育委員会が取り
組むべき方策として、時間外勤務の削減に向けた業務改善計画を策定
することが必要であること等が示されたところでございます。

こうした状況を受けて、昨年10月に教育委員会内にプロジェクト
チームを設置し、計画策定に向けた取組を進めてまいりました。

次に、「本計画の目標」についてでございますが、中間まとめの趣
旨を踏まえ、「学校及び教師の業務の範囲を明確にし、学習指導等を

これまで以上に効果的に行う時間を確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すこと」を本計画の目標としています。

次に、「本計画の評価指標」についてでございますが、1点目は、過労死ラインとされる1月当たりの超過勤務80時間を2～6ヶ月平均で超えないようにすること、2点目は、教育員会及び市長部局が学校宛に実施する調査・依頼事項等については、100件の削減又は見直しを目標としております。

次に、「本計画の具体的な取組」の概要をご説明いたします。

「①学校徴収金の徴収・管理の効率化」では、学校徴収金に係る事務の効率化・統一化を図るため、学校徴収金の徴収管理システムの早期導入を目指し、必要な調整を図ることとしております。

また、「中間まとめ」において、「学校給食費については公会計を基本とした上で、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、地方公共団体に公会計化を促す」こととされており、学校給食費の公会計化の導入に向けて検討を進めることとしております。

「②学校運営協議会による学校運営の支援」では、学校運営協議会による学校運営の支援、地域との調整、地域への情報提供等の機能強化を図りたいと考えております。

「③登下校の見守り及び夜間や休日の見回りの在り方の見直し」では、関係団体等に対する理解の促進を図りながら、教員による補導活動等の見直しを進めたいと考えております。

「④部活動の在り方の見直し」では、学校職員として部活動の指導及び引率等を行うことができる部活動指導員を活用するとともに、週2日以上休養日の徹底及び活動時間の縮小を図りたいと考えております。

「⑤教職員研修の見直し」では、研修の総量が増加することのないよう、関係課と調整を図りながら、研修の整理・精査を行ってまいります。

「⑥タイムレコーダーの導入による適正な勤務時間管理」では、ICカードを使用して出退勤管理が行えるタイムレコーダーを設置することにより、教職員一人一人の勤務時間を的確に把握したいと考えております。なお、2月から小学校2校、中学校2校において試験的に導入し、課題の検証を行うこととしております。

「⑦勤務時間外の電話対応の見直し」では、緊急の必要性がある場合を除き、保護者や外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、勤務時間外に保護者や外部から学校にかかる固定電話の受信時に、緊急連絡先のアナウンスを含む自動音声メッセージが流れる機能を付加したいと考えております。

「⑧サポートスタッフの活用」では、授業準備等を教師に代わって行うサポートスタッフを学校に配置したいと考えております。

「⑨支援が必要な児童生徒への対応に係る体制整備」では、スクールソーシャルワーカーや特別な支援を要する児童生徒の支援に対する補助教員の充実や、医療的ケア、日本語指導が必要な児童生徒の支援に対する外部人材の派遣を行いたいと考えております。

「⑩調査・依頼事項等の精査・精選」では、教職員に対して参加を依頼している会議、児童生徒への作品・作文等の出展依頼、照会・統計依頼、チラシ等の配布依頼等の削減・見直しを図りたいと考えております。

「⑪校務支援システム等による業務の電子化による効率化」では、校務支援システムの活用による通知表や指導要録への記載等の業務を効率化するとともに、就学援助や学齢簿の処理に係るシステムの導入に向けて関係課と調整を図りたいと考えております。

「⑫全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し」では、今年度から始めた全市一斉定時退勤日について、第3水曜日に加えて第1水曜日を定時退勤日として設定するとともに、8月13日から15日までを学校閉庁日として設定し、教職員の休暇取得の促進を図りたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、2月13日の総合教

育会議において、本計画案を議題として協議していただきたいと考えております。その後、2月末の定例教育委員会にてご決定いただいた後、3月の文教常任委員会にて報告したいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

「④部活動の在り方の見直し」について、詳しく説明をして下さい。

体育保健課長

教職員の働き方改革推進と生徒の健康を配慮する上から、週2日以上の休養日の徹底をしたいと考えております。また、部活動指導員制度は、県の動向を踏まえ、早々に導入を進めていきたいと考えております。さらに、中学校体育連盟と外部指導者の引率について、協議を進めている状況でございます。

教育長

部活動については、中学校教員の超過勤務の大きな原因となっております。また、本市においては、多様なスポーツが部活動として要望されている実態があります。さらに、部活を通して、子どもたちのスポーツに対する興味・関心を高めることも必要です。

このような課題を総合的に解決することが求められているところでございます。

委員

評価指標に調査・依頼事項等の100件の削減又は見直しとありますが、これは全体の何割でしょうか。

教育総務課長

昨年、調査を行ったところ、学校に対する調査・依頼事項等は、全体で約850件ありました。そのうちの00件の見直し又は削減を行ってまいりたいと考えております。

委員

勤務時間外の電話対応についてですが、緊急連絡先は、自動音声メッセージの中で流れるのでしょうか。

次長兼

学校施設課長

現在、警備会社を緊急連絡先として、自動音声メッセージに入れるよう考えております。

委員

緊急事態への対応は必要ですが、緊急連絡先に集まった用件を全て学校に伝える場合については、課題があるため、工夫が必要だと思われれます。

タイムレコーダーは、いつから導入しますか。

次長兼
学校教育課長
今年度2月から試行を行います。タイムレコーダーを設置するだけでなく、教職員の時間管理にどのように活用するかといった点を含めて、タイムレコーダーの使用方法について検証し、実施方法を考えていきたいと思えます。

委員
この計画案は教育委員会のプロジェクトチームが作成した上で、総合教育会議での協議を通して、実現化するのでしょうか。

教育総務課長
本計画案は、教育委員会内のプロジェクトチームで作成をしております。市長部局との連携を図るため、総合教育会議で協議を行いたいと考えております。

委員
学校運営協議会は、段階的に設置を行うとありますが、現在は設置をされていないのでしょうか。

次長兼
学校教育課長
現在も設置されており、平成30年度末までに30校設置予定です。その後は、1年に10校ずつ増やしていく予定です。

委員
サポートスタッフと補助教員の位置付けは、どのようになっているのでしょうか。

次長兼
学校教育課長
サポートスタッフは、教員の事務を補佐し、補助教員は、子どもへの支援を直接行います。

委員
校務支援システムは、教員の要望を踏まえて、運用できるようにしていますか。

大分市教育センター
一所長
現在、校務支援システムで作成する通知表や指導要録の様式を校長会等と調整するなど、教員の要望を踏まえ、効率的な運用ができるように進めております。

教育長
他にご質問はございませんか。

全委員
(なしとの声)

教育長
それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長
報告事項2点目「平成30年度大分市立エスペランサ・コレジオの学生募集について」ご報告申し上げます。

大分市立エスペランサ・コレジオは、大分市内に在住または勤務する15歳以上39歳以下の方が職業的専門的技術の修得及び一般教養

の向上を図ることができる学校でございますが、平成30年度の学生募集について、さらなる利便性の向上を図るため、内容を変更したいと考えております。

まず、変更点の1点目につきましては、現行、授業を週に1回又は2回で行っておりますが、宅建コースや行政書士コースでは、年度途中の10月や11月に資格試験が行われるため、合格率の向上のため試験日前には週に3回以上重点的に授業を行ってほしい旨の要望が強くあることから、年間の授業回数を変えずに、一週間当たりの授業回数の制限を見直すことにより、柔軟な対応ができるよう変更したいと考えております。

次に、変更点の2点目でございますが、現在、14時から16時までの授業を1校時、19時から21時までの授業を2校時として行っており、1校時については、試行的に定員に空きがある場合のみ49歳以下の学生の受け入れを行っているところでございますが、平成30年度から2校時についても定員に空きがある場合は49歳以下の学生を受け入れることができるよう変更しようとするものでございます。

なお、平成30年度の学生募集については、来月2月1日号の市報で行うこととしており、今回の変更に係る条例の一部改正については、来月、定例の本委員会でご決定いただき、ご決定のうへは、第1回市議会定例会にて、審議、決定をいたさうとするものでございます。

以上でございます

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

文化財課長

報告事項3点目「大分県指定有形文化財の指定について」ご報告申し上げます。

平成30年1月22日に開催されました大分県教育委員会定例会にて、大分市に所在する2件の文化財が、新たに大分県指定有形文化財

として議決されました。指定日は県報掲載日である平成30年2月6日となります。

1件目、紙本著色隠元・木庵・即非三幅対像は、大分市田室町にございます長福寺が所有しております。現在、大分市の有形文化財に指定されております。

江戸時代に日本に伝えられた「黄檗宗」三人の禅師の姿を描いた像で、正面を向き曲象という椅子に座る姿で、黄檗宗の肖像画の画法にのっとり、三人の禅師が像に添えるために自ら書いた賛文と印を押した落款がみられます。さらに「長」という落款から、黄檗画家に学んだ喜多長兵衛の作であることが考えられます。

木庵像に「辛丑」という干支が書かれていることから寛文元年（1661）の作と考えられ、制作年代が明確な黄檗宗の肖像画は全国的にも数が少ないことから、他の肖像画と比較・検討するための基準となりうる作であり貴重な資料であります。

四日市遺跡木棺墓出土品は、大分県埋蔵文化財センターにて展示されており大分県が所有しております。

玖珠郡玖珠町四日市に所在する「四日市遺跡」の木棺墓2基より出土した41点からなり、平安時代のころのものであると考えられます。

「青磁唾壺」は全国で7点確認され、また、中国でつくられたと考えられる隅入宝鏡は全国で1点のみ確認されておりますことから、ともに県内では唯一の出土例となっております。

壺や鏡は大宰府を経由して運ばれることから、被葬者は大宰府に係る玖珠郡の官人と考えられます。

出土遺物や発掘調査より、平安時代における地方官人の墓のしくみを知るうえで学術的価値が高く貴重な資料であります。

なお、紙本著色隠元・木庵・即非三幅対像は、大分市文化財保護条例の規定により、大分県の指定日をもって大分市の指定が解除となります。

また、今回の指定で大分市内の県指定文化財は74件となり、大分

市内の指定文化財等の合計は212件となります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

他に何かございませんか。

教育総務課長

次回の教育委員会及び3月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

2月は、2月28日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

3月は、3月28日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催したいと存じますが、よろしいでしょうか。

また、2月13日火曜日午後2時15分から、第3回総合教育会議を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時00分 閉会)